

本年10月から適用になる事業所が対象のセミナーです！

“パートの”社会保険適用拡大”

本年10月から、51人以上の事業所で働くパート労働者は、「週20時間未満・月収88,000円未満」のいずれかに該当しないと社会保険の加入義務が生じます。「夫の扶養のままでいたい」は通用しません。会社は、人件費が増える心配だけでなく、加入したくない人が他所へ移ってしまわないような対策も必要になります。新設の「キャリアアップ助成金」も取り上げます。

開催日時 令和6年7月12日（金）14時～16時 （13時20分受付開始）

会場 静岡市産学交流センターペガサート7F JR静岡駅北口徒歩5分

参加費 1名6,000円 お支払方法はお申込み後にご案内します

※Web受講も可能です 5,000円



講師 社会保険労務士・丹治和人 服部年金教室講師

内容 「社会保険の適用拡大」と「年収の壁」を正しく理解する

定員 40名 定員になり次第締め切らせていただきます

対象 事業所の人事総務担当者 社労士 金融機関職員

主催 株式会社服部年金企画 東京都中野区中央3-13-11MGビル ☎03-6427-8688

お申し込みは、当社ホームページまたはFAX03-5348-6550で

参加者名	
参加方法	会場 Web ※いずれかに○をお願いします
ご住所	
電話番号	
Eメール	
ご要望	